

茨城工業高等専門学校外国人留学生規則

〔 昭和 59 年 2 月 14 日
制 定 〕

(趣旨)

第1条 茨城工業高等専門学校学則（以下「学則という。」）第 55 条第 2 項の規定に基づき、本校に受け入れる外国人留学生（以下「留学生」という。）の入学及び教育課程その他に関する特例については、この規則の定めるところによる。

(入学)

第2条 校長は、文部科学省が定めた日本語教育の課程を修了した留学生に対して、第 3 学年以上の当該学年に入学を許可する。

2 前項の規定にかかわらず、タイ国チュラポーン王女サイエンスハイスクールに所属する学生のうち、中学校課程相当を修了した留学生については、第 1 学年に入学を許可する。

(教育課程)

第3条 留学生の教育課程は、本校学則に定めるところによる。

(授業料等)

第4条 本校に入学する国費外国人留学生に係る授業料、入学料及び検定料等は、徴収しない。

(留学生指導教員)

第5条 本校に、留学生の学習研究及び一身上のこと等について指導・助言に当たらせるために、留学生指導教員（以下「指導教員」という。）を置く。

2 前項の指導教員は、校長が任命する。

3 指導教員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 指導教員は、校長又はその他の者に対して、留学生に関する必要な事項について意見を述べることができる。

(チューター)

第6条 本校に、入学後 2 年以内の留学生に対して、学習研究効果の向上を図るために、必要に応じチューターを置くことができる。

2 前項のチューターは、指導教員の推薦に基づき、学生のうちから校長が選定する。

3 校長は、指導教員の進言に基づき、状況に応じて前項のチューターを変更することができる。

4 チューターの任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 チューターは、留学生の相談に応じ、学習生活及び個人生活について指導・助言を行い、定期的に指導教員に連絡して、その指導を受けるものとする。

(事務等)

第7条 留学生の支援及び留学生に関する事務は、学生課において行う。

(補則等)

第8条 この規則に定めるもののほか、留学生に関して必要な事項は、法令等の定めるところによる。なお、この規則の実施に必要な細目は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和 59 年 2 月 14 日から施行し、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 6 年 6 月 23 日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 3 月 26 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。